

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	広島市
1. 料金割引の基本的方向性	
(1) 割引の還元のあり方	
(2) 割引率や対象時間の考え方	
(3) 割引対象車両について	
<p>(1) 多くの利用者が割引を受けられることは望ましいと思いますが、料金割引は高速道路の利用促進を目的とするというよりも、一般道路の渋滞緩和や沿道環境の改善などの社会的な便益をもたらす目的でなされるべきであると思います。</p> <p>また、道路の利用頻度に比例して料金を負担することが基本であると考えており、利用者の負担額に応じた割引は特に必要ないと思います。</p> <p>(2) 指定する割引時間帯や割引区間等について、市民等へ十分に説明できる公平性・合理性が必要であると思います。</p> <p>(3) 多くの利用者が割引を受けられるようにする、という割引の還元の主旨からいうならば、E T C車両に限定せず、通行量の多い非E T C車両の割引についても検討すべきであると思います。</p>	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
<p>現在の別納割引は不正利用の温床となっていることから、早期に廃止すべきです。</p> <p>また、道路の利用頻度に比例して料金を負担することが基本であると考えており、大口・多頻度利用者や物流コスト等への影響に配慮した割引制度を特別に制定する必要はないと思います。</p>	

3. 具体的な割引内容（案）

（1） 割引内容（案）

（2） 割引結果

（1） 今回のマイレージ割引は、高速道路利用後の申込みにより割引される制度となっているため利用促進効果が発現しにくいので、利用促進効果が発現しやすいE T C前納割引を残した方が良いと思います。

（2） 特に意見なし。

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

割引内容については、継続的な見直しに加えて、適時適切な見直しが必要だと思います。

※ その他の意見

- ・ その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

高速自動車国道の通行料金について、今回検討されている料金割引だけでなく、全国画一的となっている基本料金（普通車の場合：1km当り24.6円、ターミナルチャージ150円）そのものについても、それぞれの道路の利用実態や地域の実情を踏まえた見直し検討が必要であると考えています。

- ・ ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。

広道計 第 78 号
平成16年9月10日

国土交通省 道路局長 様

広島市長 秋葉 忠利

高速自動車国道の料金割引に関する意見について（回答）

平成16年8月27日付け国道高第82号で意見照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。